

## 「常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応について」（まとめ）（案）

### 〔常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応に関する専門家会議〕

常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応に関する専門家会議は、平成22年6月7日に文化審議会から答申された改定常用漢字表の内閣告示に備え、学校教育における漢字の取扱いについて、本年7月以降検討を行ってきたが、このたびその結論を得たので、ここに報告する。

## 1 改定常用漢字表の性格と学校教育における漢字指導の基本的な考え方

（改定常用漢字表の概要については別添資料1を参照）

文化審議会答申においては、「改定常用漢字表は、現行の常用漢字表と同じく、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、漢字使用の目安となることを目指したものであるが、学校教育においては、改定常用漢字表の趣旨、内容等を考慮して、漢字の教育が適切に行われることが望ましい」と述べられている。

本専門家会議は、この考え方を踏まえ、改定常用漢字表に基づく漢字指導への移行が円滑に行われるよう、今後の小・中・高等学校における漢字指導について検討した結果、次のような措置を講ずることが適当であるとの結論に達した。

## 2 各学校段階における対応

### （1）小学校

小学校の漢字の指導については、「読み」、「書き」とも、小学校学習指導要領国語の学年別漢字配当表（指導する漢字（字種）を学年ごとに配当したもの）に基づいて行うこととされている。（新学習指導要領（平成20年3月告示）においても同様。）

改定常用漢字表に基づいて学年別漢字配当表を直ちに直視することも考えられるが、①来年度（平成23年度）から新学習指導要領が実施されること、②それに伴う教科書の検定・採択が既に終了していること、③児童の学習状況と追加字種の配当学年などについて調査研究の必要があること、などから今後継続して検討することとする。

したがって、当面、小学校の漢字指導については、「読み」、「書き」とともに、引き続き現行の学年別漢字配当表に基づいて指導することが適当である。

なお、例えば、社会科等で用いられる都道府県名等の漢字の中には、学年別漢字配当表にないものもあるが、振り仮名を付けるなど、従前どおり、児童の学習負担に配慮しつつ、各学校において、児童及び地域の実態等に応じ適切に提示して指導することができるものとする。

## (2) 中学校

中学校の漢字の指導のうち、「書き」については、小学校の第6学年に配当されている181字の漢字を含め、小学校の学年別漢字配当表に示している1,006字の漢字について、中学校修了までに「文や文章の中で使うこと」とされている。(新学習指導要領(平成20年3月告示)においては、中学校修了までに「文や文章の中で使い慣れること」とされている。)

中学校の漢字の「書き」の指導については、上記(1)で述べたように学年別漢字配当表は今後継続して検討することとしていることから、上述の取扱いどおりとすることが適当であると考ええる。

「読み」については、小学校の学年別漢字配当表に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち、各学年で「読み」について指導する漢字の字数を幅をもって示すとともに、中学校修了までに「常用漢字の大体を読むこと」とされている。(新学習指導要領においても同様。)

改定常用漢字表によって追加された漢字については、現行の中学校における「読み」の指導の考え方を踏襲した上で、次のような措置を講ずることが適当であると考ええる。

### (i) 中学校学習指導要領の取扱い

新たな常用漢字を各学年に追加して指導することとし、中学校学習指導要領に示されている漢字の「読み」の指導を次のとおりに改める。その際、現行における各学年の漢字の字数配分を踏まえるとともに、追加された常用漢字の中には、日常生活において使用頻度の高い漢字も含まれているため、より生徒の実態に応じて指導できるよう、現行より字数の幅を拡大して示すこととする。

(改定常用漢字表に追加された常用漢字は196字，削除された常用漢字は5字)

〔第1学年〕

「250字程度から300字程度」を「300字程度から400字程度」に改める。

〔第2学年〕

「300字程度から350字程度」を「350字程度から450字程度」に改める。

〔第3学年〕

「その他の常用漢字の大体を読む」(学習指導要領上の記述は変更なし)

## (ii) 改定常用漢字表に基づく漢字指導の時期

- 上記(i)の取扱いは，平成24年度から全面実施する新中学校学習指導要領(平成20年3月告示)において適用することとする。
- 平成23年度までは従来どおりの取扱いとするが，追加された常用漢字についても，その必要性や使用頻度などを勘案して適宜指導することができるものとする。

## (3) 高等学校

高等学校の漢字の指導については，現在，中学校までの指導を踏まえ，主として「国語総合」及び「国語表現Ⅰ」において，次のように行われている。

現行高等学校学習指導要領(平成11年3月告示)

「国語総合」－ 常用漢字の読みに慣れ，主な常用漢字が書けるようになること。

「国語表現Ⅰ」－ 常用漢字の読みに慣れ，主な常用漢字が書けるようにするよう留意する。

また，平成25年度からは年次進行により，新学習指導要領(平成21年3月告示)に基づき，主に「国語総合」において，次のように行われることとなっている。

新高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)

「国語総合」－ 常用漢字の読みに慣れ，主な常用漢字が書けるようになること。

改定常用漢字表と漢字指導の関係については、上記(2)で考える中学校での指導を踏まえると、次のような取扱いとすることが適当であると考えます。

#### (i) 高等学校学習指導要領における取扱い

現行学習指導要領及び新学習指導要領における漢字の指導は、「読み」、「書き」とともに、改定常用漢字表に基づいて行うこととする。

なお、今回、文化審議会答申（平成22年6月）においては、改定常用漢字表の性格として、「情報機器の使用が一般化・日常化している現在の文字生活の実態を踏まえるならば、漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」と述べている。このため、「書き」の指導に当たり、「主な常用漢字」の範囲を示すことが考えられるとの意見もあったが、高等学校においては、高等教育を受ける基礎として必要な教育を求める者、就職等に必要な専門教育を希望する者、義務教育段階での学習内容の確実な定着を必要とする者など、様々な生徒が在籍していることを踏まえると、「主な常用漢字」の範囲を一律に示すことよりも、この改定常用漢字表の性格を十分に周知することで、各学校が生徒の実態に応じて指導できるようにすることが適当である。

#### (ii) 改定常用漢字表に基づく漢字指導の時期

- 改定常用漢字表に基づく漢字指導は、中学校の実施時期と合わせ、平成24年度から行うこととする。
- 平成23年度までは従来どおりの取扱いとするが、追加された常用漢字についても、その必要性や使用頻度などを勘案して適宜指導することができるものとする。



### 3 学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて

別添資料2にあるように、追加された常用漢字には、筆写の楷書字形（手書き字形）と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶものもある。これらについての筆写の楷書の指導については、当該漢字が小学校の学年別漢字配当表以外の漢字であること（つまり、「書き」の指導を行うとすれば基本的に高等学校段階であるということ）を踏まえ、高等学校においては、高校生の発達の段階や高等学校教育の多様性などを勘案し、特に筆写の指導において標準とする字形を示すことはせず、各学校が中学校までの指導を踏まえて、生徒や教材等の実態に応じて適切に指導することが適当であると考えます。

なお、中学校においては、「読み」の指導の過程で、生徒が漢字をノートに書き写す等の学習活動を行うことが多い。中学校の教科書本文の印刷文字は基本的に明朝体であることから、小学校における筆写の指導及び印刷文字字形と筆写の楷書字形との関係を踏まえ、筆写の楷書は、これまでと同じく印刷文字字形に倣って指導することを標準とすることが適当であると考え。なお、それぞれの漢字の特性や生徒の実態に応じて、字体の違いに及ぶ指導を行ってもよい。

学年別漢字配当表に示された漢字の指導については、これまでどおり学年別漢字配当表の字体を標準として指導する。

また、児童生徒が書いた漢字の評価については、文化審議会答申にある「(付) 字体についての解説」を踏まえ、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価することが適当である。

\* 文化審議会答申では、「「しんにゅう」の印刷文字字形である  に関して付言すれば、どちらの印刷文字字形であっても、手書き字形としては同じ  の形で書くことが一般的である」と記述されている。

今回の常用漢字表改定の背景には、情報機器の普及といった状況がある。情報機器の利用が今後、更に日常化・一般化しても、漢字の習得に当たっては、小・中・高等学校のそれぞれの学校段階を通じて書き取りの練習を行うことが必要である。漢字を手書きすることは、漢字を習得し、その運用能力（例えば、情報機器を利用して文章を書く場合、複数の変換候補の中から適切な漢字を選択できることなど）を形成していく上で極めて重要であるとした文化審議会答申を十分に踏まえる必要がある。

## 4 関連する事項

### (1) 教科書における対応

児童生徒への指導を適切に行うため、教科書については、速やかに改定常用漢字表に基づく漢字指導に対応することが求められるが、今回の常用漢字表の改定においては、追加字種が多いことや追加音訓の中に教科書での使用頻度が高い漢字がいくつか含まれていること、教科書の編集などには一定の期間を要することなどの事情を考慮し、教科書については、次のような段階的な措置を取ることが適当であると考えます。

- 平成24年度以降使用する中学校国語教科書、高等学校の「国語総合」及び「国語表現Ⅰ」の教科書については、改定常用漢字表又は追加漢字一覧等を巻末に掲載するなどの措置を行うことが望ましい。
- 改定常用漢字表に基づく新しい表記は、小・中・高等学校の全部の教科書について、平成24年度以降、適宜行うこととする。
- 中学校及び高等学校の国語教科書については、改定常用漢字表に基づく漢字指導を効果的に行うために教材の差し替え等が必要な場合も考えられるが、このような改訂は、編集に一定の期間を要すると思われるので、中学校、高等学校、それぞれの国語教科書の適当な検定の機会に行うこととする。

### (2) 高等学校及び大学の入学者選抜試験における対応

高等学校及び大学の入学者選抜試験における漢字の出題等は、受験者の負担を考慮し、次のような配慮の下に行われることが適当であると考えます。

なお、大学の入学者選抜試験における対応については、大学関係者と高等学校関係者との間で協議を行うことが求められる。

- 改定常用漢字表の範囲での出題は、平成27年度入学者選抜試験から行うこととする。その際、教科書の本文教材における常用漢字の使用状況など、中学校や高等学校における指導の実態を踏まえ、実施すること。
- 漢字の出題等に当たっては、上記「2 各学校段階における対応 (3)の(i) 高等学校学習指導要領における取扱い」の「なお書き」にある考え方を関係者に十分周知することとする。
- 入学者選抜試験において、受験者が書く漢字を評価する場合には、上記「3 学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」を関係者に十分周知することとする。

### (3) その他

#### (i) 追加された常用漢字等の指導に関する資料（教材）の作成について

改定常用漢字表に基づく漢字指導について、平成24年度より前においても、児童生徒及び地域の実態等を踏まえ、各学校の判断により適宜、円滑に行われるようにすることや、常用漢字表の改定に伴う教科書の対応にある程度の期間を要すること等を勘案し、文部科学省において、学校の指導に参考となるような、追加された常用漢字等に関する資料（教材）の作成について検討することとする。

#### (ii) 追加字種の音訓及び追加音訓等について

漢字指導における音訓の取扱いについては、「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表」（平成3年3月文部省作成）が目安として示されており、追加字種の音訓及び追加音訓等についても、文部科学省において、速やかに現行の「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表」に追加し、各学校段階における音訓の指導に資することとする。

その際、改定常用漢字表作成の経緯に挙げられている「情報機器の広範な普及」にも配慮して検討することとする。